

魚津市告示第182号

魚津市成年後見・権利擁護推進協議会設置要綱を次のように定める。

令和3年6月17日

魚津市長 村椿 晃

魚津市成年後見・権利擁護推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行うため、魚津市成年後見・権利擁護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に規定する中核機関（以下「中核機関」という。）の運営状況及び体制等に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に関すること。
- (3) 司法・医療・福祉等の地域連携ネットワークの形成に関すること。
- (4) その他認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に資すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員8人をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 富山県弁護士会に属する者
- (2) 富山県司法書士会に属する者
- (3) 富山県社会福祉士会に属する者
- (4) 魚津市医師会に属する者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 魚津市民生委員児童委員協議会に属する者

- (7) 魚津市社会福祉協議会に属する者
 - (8) 魚津市地域包括支援センターに属する者
- (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 会長は、司法及び成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を協議会の議題により招集することができる。ただし、オブザーバーは、議決権を有さないこととする。

(1) 富山家庭裁判所に属する者

(2) 委員以外の委員所属団体に属する者

(3) 他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者

(4) その他権利擁護に係る諸課題に関し優れた識見を有する者

(協議会の開催)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事で議決を要するものは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて委員及びオブザーバー以外の者を協議会に出席させることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を民生部社会福祉課に置く。

2 協議会の運営については、魚津市及び魚津市社会福祉協議会の相互協力のもと実施するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。